

## 埋蔵文化財の保護について

環 政第1017号  
平成15年1月7日

各支庁地域政策部環境生活課長 様

環境生活部環境室環境政策課長

### 埋蔵文化財の保護について(通知)

このことについては、昭和49年4月20日付け自然第502号(最終改正平成12年3月30日)生活環境部長通知「特定の開発行為の規制に係る事務処理について」で開発行為者が許可申請をするにあたり協定等の写しを添付させるよう指示しているところですが、先般教育委員会教育長から別添のとおり通知がありましたので、特定の開発行為者の指導について特段の配慮をお願いします。

### 記

1. 特定の開発行為の相談等にあたっては、事業計画等の段階で、計画区域及び隣接地における埋蔵文化財包蔵地(以下「包蔵地」という。)の有無を市町村教育委員会備え付けの周知資料で確認するよう開発行為者を指導すること。
2. 事業区域内に包蔵地がある場合(隣接地等を含む。)には、所要の様式による事前協議書を市町村教育委員会に提出させること。
3. 事業計画区域に包蔵地がない場合であっても、当該開発行為の規模が1ha以上の場合は事前協議書を市町村教育委員会に提出させること。

※ 事前協議書様式については、市町村教育委員会にお問い合わせ下さい。